

地域振興策及び風評被害対策の概要について

地域振興策及び風評被害対策については、関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応する。

1. 地域振興策

最終処分場設置に当たり、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策のために行われる事業を支援する。

① 対象事業

地元の要望を踏まえ、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策を目的として行われる幅広い事業を対象

(例) 処分場周辺の道路整備や地域の住民が集まれるような施設

風評被害防止を目的とした観光や地域の特産品のPR

その他、周辺地域振興や風評被害対策を目的とする各種事業

② 実施形態

自治体が設置する基金に対し、基金造成費補助金を交付することを想定

③ 交付先

基金造成自治体：都道府県又は市町村

④ 交付予定金額

50億円（平成26年度予算）※5県合計

2. 風評被害対策

まずは風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により風評被害の未然防止に万全を尽くす。

これらの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、国として責任をもって、可能な限りの対策を講じる。

➤ 環境省ホームページを通じたPR

- 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明



➤ 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じたPR

- 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、減容化施設の必要性・安全性、処分施設の必要性・安全性、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布



➤ 新聞広告等を通じたPR

- ・一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等や選定手法について新聞広告によりお知らせ（平成25年12月、平成26年1月）

安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内各所で一時保管されており、できるだけ早急に安全な施設で処分することが必要です。平成25年12月に栃木県における処分施設候補地の選定手法が決まりました。国が責任を持って候補地選定を進めますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

発生経緯

平成23年3月の東日本電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が、私たちの日常生活の中で貯けられるごみの焼却灰や下水汚泥、汚水、雨水などから、放射性物質を一定量含むごみとして発生しています。このごみは、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。

処理の必要性

栃木県においては、このような放射性物質が県内各所に分散して一時保管されています。保管場所がひっ迫していることに加え、長期にわたる自然衰減なども心配されることから、処分施設等県内以外へ搬出し、国が責任を持って処分する必要があります。さらに、自然衰減による放射性物質が外部に漏れ出すことを防止する必要があります。また、長期にわたって、国の責任が果たせなくなることも懸念されています。

施設の安全性

指定廃棄物の処分施設では、二重のコンクリートで覆われ、管理棟と遮るなど複数の対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防ぎます。これらの対策により、放射性物質が外部に漏れ出すことを防止します。さらに、長期にわたって、国の責任が果たせなくなることも懸念されています。

栃木県における処分施設候補地の選定手法

まず、安全等の観点から選ばれるべき地域を除外します。次に、利用可能な国有地・私有地の中から、必要面積が確保可能な土地を抽出し、このうち、安心等の地域の理解がより進めやすい土地を選定します。その上で、詳細な調査を行い安全等の評価を行った上で、国が最終的な候補地1ヶ所を提示します。

安全等の観点から選ばれるべき地域を除外

安全な処分を要する、自然災害のおそれがある地域を除外するとともに、農地の存在そのものが、貴重な自然環境の保全や景観等の観点に照準を当てられがちな地域を除外。

安全等の観点からより得られやすい土地を選定

利用可能な国有地・私有地の中から必要な面積を確保できるかなどから土地を抽出し、抽出された土地の中から、有識者会議・市町村民会議を踏まえて決定し、安心等の4つの観点により評価を行い、絞り込み。

最終的な候補地を提示

ボーリング調査、より詳細な高い土地についての、地質・地盤に対する詳細な調査等により安全等の評価を行った上で、国が最終的な候補地を提示。提示された土地に丁寧に説明していきます。

※指定廃棄物とは・・・放射性物質がごみの焼却灰、下水汚泥、浄水処理上清、雨水などから一定濃度（140グラム当たり6,000ベクレル）を超えて発生し、国が処理・管理責任が担った廃棄物です。これらは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。指定廃棄物は原子力発電発生する放射性廃棄物ではありません。

・指定廃棄物に対する理解を深めていただくための連載広告の実施（全5回：平成26年3月下旬）

指定廃棄物のいまこれから 第1回 指定廃棄物とは？

Q & A

現状の一時保管による周辺環境への影響はありますか？

指定廃棄物は天然放射性物質と類似して放射線量を測定する必要があります。しかし、放射線量は天然放射性物質と比べて非常に低く、周辺環境への影響はほとんどありません。

安全に処理されるのですか？

放射線量の低い指定廃棄物には、放射線量の低い指定廃棄物として扱われ、安全な方法で処分されます。

指定廃棄物のいまこれから 第2回 指定廃棄物の処理の流れ

Q & A

指定廃棄物を燃やしたり、埋めたりするのは危険ではないですか？

指定廃棄物の燃やしたり、埋めたりすることは、放射性物質の拡散を防ぐための重要な処理方法です。

一時保管から処分施設での管理へ

指定廃棄物の一時保管は、処分施設での管理へと移行する重要なステップです。

指定廃棄物のいまこれから 第3回 指定廃棄物の処理の方法

Q & A

可燃物などの減容が必要ですか？

可燃物などの減容は、指定廃棄物の処理において重要なステップです。

パワフルガスとはどのようなものですか？

パワフルガスは、指定廃棄物の処理において重要な役割を果たします。

指定廃棄物のいまこれから 第4回 ルポ・県内の指定廃棄物の現状

Q & A

一時保管はどのような方法で行われていますか？

県内の一時保管施設では、指定廃棄物を安全に保管しています。

県内にはどれだけの指定廃棄物が一時保管されているのですか？

県内には、指定廃棄物の一時保管施設が複数あり、指定廃棄物の処理を進めています。

指定廃棄物のいまこれから 第5回 指定廃棄物処分施設の安全性

Q & A

埋立後の処分施設の管理は誰が行うのですか？

埋立後の処分施設の管理は、国が責任を持って行います。

埋立られた指定廃棄物はどのように管理されるのですか？

埋立られた指定廃棄物は、国が責任を持って管理されます。

- ・栃木県と共同で、指定廃棄物について県民のご理解とご協力をお願いするための「大切なお知らせ」（新聞折り込み）、栃木県内各戸へ配布。（平成25年8月）

➤ **モニタリング情報の公表**

- ・施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認。測定データを随時更新して公表。